

令和8年度与党税制改正大綱について

本日、「令和8年度与党税制改正大綱」が決定された。

この度の税制改正に当たっては、地方財政に十分配慮の上、取りまとめいただいた与党関係者の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表するものである。

総じて税源に乏しい町村にとって、地方税は、そこに暮らす住民が応分の負担をし、行政サービスの提供を支えるという地方自治の基礎をなす重要なものである。

東京一極集中が続く中で、急速な少子高齢化、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えながらも、町村は、デジタル化、こども・子育て支援、防災・減災対策などの諸課題に積極的に取り組んでいる。

今後も、町村がより一層自主性・自立性を発揮しながら、地方創生の取組を加速しつつ、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の充実・確保と財政基盤の強化が不可欠である。

個人住民税については、今回の大綱において、物価上昇に連動し給与所得控除の最低保障額を引き上げる仕組みが創設され、非課税限度額や基礎控除等について、地方の意見を踏まえつつ、必要な対応を検討することとされた。引き続き、個人住民税の「地域社会の会費」的な性格等を踏まえ、その充実強化を図るとともに、今後とも町村の財政運営に支障が生じることのないよう、万全な措置を講じていただきたい。

自動車税及び軽自動車税の環境性能割が本年度末をもって廃止されることとなった。環境性能割は、道路・橋りょうの老朽化等により需要の拡大が見込まれるインフラ整備等のための貴重な財源であり、極めて遺憾なものと言わざるを得ない。揮発油税等の当分の間税率廃止に係る財源を含め、代替となる安定財源の確実な確保を強く求める。

なお、今後、地方財政に大きな影響を与える税制改正を行う場合は、このような財源論なき減税を先行することなく、代替となる税財源を明確にした上で行っていただきたい。

今回の税制改正では、地方拠点強化税制の延長・拡充とともに、道府県民税利子割に係る清算制度の導入を含め、都市・地方の持続可能な発展に向けた具体的な取組の方針が示された。本会は、今後とも地域の自主性・自立性の向上のため、地方税の充実確保と、税源の偏在が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を求めていく。

令和7年12月19日

全国町村会長
棚野 孝夫